

が問われた重要な市政上の問題。議会での質問に対し真摯に回答すること

賛成

【日本共産党】

決議第1号

今定例会最終日に、次のような討論が行われました。

討論

【問】本市の農業を将来にわたって守り育てていくために、さまざまな情報を収集し、国の補助事業に上乘せする形で支援を実施することとした。撤去については、国の助成単価を1・5倍まで引き上

【問】農業用施設の大震災への市独自の支援は。

【答】本市の農業を将来にわたって守り育てていくために、さまざまな情報を収集し、国の補助事業に上乘せする形で支援を実施することとした。撤去については、国の助成単価を1・5倍まで引き上

げ、再建等については、市の助成割合を2割から2割5分に引き上げる。

【問】今年度整備させる認可保育所で待機児童の解消が図られるのか。

【答】平成27年4月において

は、待機児童の数は大幅に減少していくものと期待しているが、ここ数年の就学前児童数の増加や就労を希望する保護者の増加等により、入所申込者数も大きく増える傾向となっているので、待機児童の解消までには至らないものと推測している。

は市長として当然の責務。法律の専門家である市長が法律を引用して答弁を避けること自体が質問に対する姿勢として問題。答弁に一貫性がないことも問題。全体から伺える市長の姿勢は、議員の質問に対応する態度として不誠実なものである。

議案第57号

反対

【日本共産党】



西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）

軽自動車税や原付バイクの税率等が増税される。消費税増税と二重の負担増は認められない。法人市民税を減らし市は大幅な歳入減。代替財源の地方交付税は歳入不足を穴埋めする見通しがない。国が地方固有の財源を取り上げることは地方分権に反し、市の努力も無にする。市民生活に関わる施策が後退しないようあらゆる努力を尽くすべき。

市政報告

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業について

1 経緯

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）内の県市施設につきましては、一棟の建物として整備するよう計画されたことから、構造上、県市それぞれが建設工事を発注することが困難となりました。このため、市は、平成24年6月25日に建設に関する協定を県と締結し、市施設建設に係る工事請負契約から完了検査までを一括して県に委託いたしました。

県では、現在、この協定に基づき、工事を実施しておりますが、東日本大震災の本格的な復興に伴い、建設作業員の確保や建設資材の調達が困難になると共に、賃金や資材価格も高騰したことから、当初、県が、工事請負業者と締結した契約内容での工事継続は難しいと判断し、県議会に契約変更議案を上程し、契約額の増額と工期の延長を行うよう、手続きを進めている状況であります。

2 県との協議経過

今回の契約変更に関しましては、本年3月25日に開催した本事業実施に関する県市の関係課会議の場において、県より、複数の工事請負業者から埼玉県建設工事標準請負契約約款に基づき、増額要望が出されたとの報告を受けております。

その後、その取扱いについて、県と協議を重ねてまいりましたが、6月16日に、県より、6月定例県議会に契約変更議案を上程する予定であることと、その内容についての報告を受けております。

3 市の対応について

市といたしましては、今回の県の措置は、震災復興に伴う人手不足や資材不足が原因であり、やむを得ず対応したものであると考えております。

なお、今回の契約変更による市施設工事費の増額分は、概算で3億7千万円となり、これを加えた、これまでの市施設工事費の合計額は約91億2千万円となっております。

この金額は、市施設建設における予算額96億4375万1千円を下回っており、新たな予算措置は要しないものとなっております。

